【事例1】　特定口座を利用していないケース

私は、平成 30 年中に次の上場株式（Ａ不動産）2,000 株の売却（Ｐ証券本店への売委託）と公募公社債（Ｂ銀行）の償還（Ｑ証券本店が交付）がありました（特定口座は利用していません。）。

なお、上場株式（Ａ不動産）の売却の際の委託手数料は 16,200 円です。

銘柄	購入日	取得株数（額面金額）	購入金額	売渡日（償還日）	売却金額（償還金額）
Ａ不動産（上場株式）	平成25年１月11日	1,000株	650,000円	平成30年10月３日	1,400,000円
	平成25年２月15日	2,000株	850,000円		
Ｂ銀行（公募公社債）	平成24年５月11日	1,000,000円	800,000円	平成30年５月10日	1,000,000円

また、この他に次の非上場株式（Ｃ興産）を売却しました。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	売却金額
Ｃ興産（非上場株式）	平成12年１月20日	500株	197,500円	平成30年６月６日	350,000円

私は、これらの収入以外に給与（収入金額 1,180 万円）があり、給与については、年末調整で「配偶者特別控除」の適用を受けています。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

❶　「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、2面を書いた後に1面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合（償還などの場合を含みます。以下同じです。）には**「上場株式等」**に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には**「一般株式等」**に、右のように2面から転記してください。

※　上場株式等の相対取引など（52 ページ（注３）参照）がある場合の記載方法については、1面の(注)をご覧ください。

譲渡価額（譲渡のための委託手数料等の控除前）の金額を右のように2面から転記してください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いた金額を右のように2面から転記してください。

なお、取得費についての詳しいことは、49 ページから 50 ページの説明をご覧ください。

売却に際して金融商品取引業者等に支払った**委託手数料**を右のように2面から転記してください。

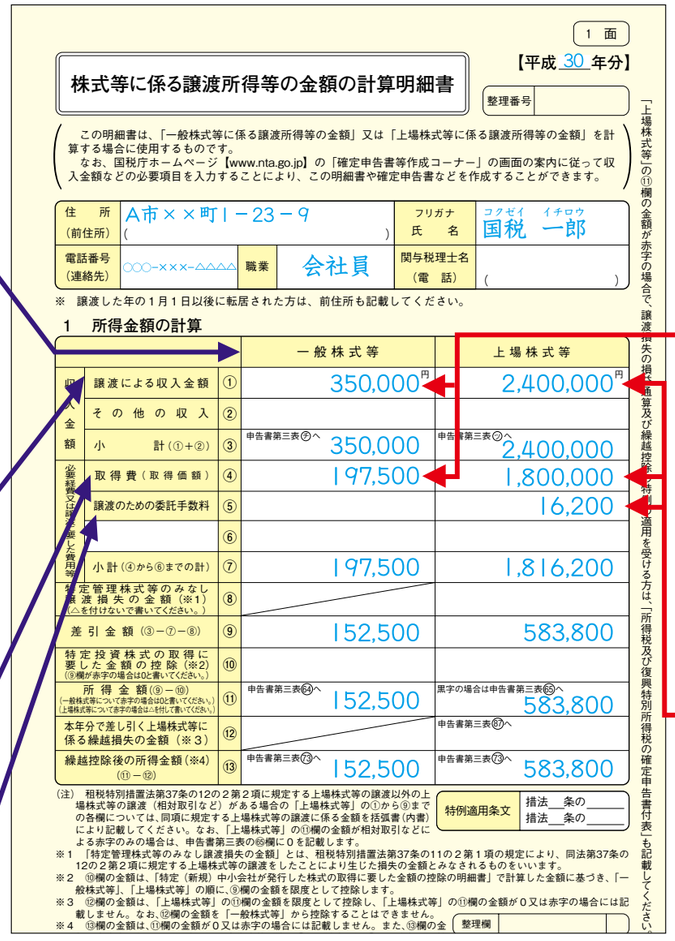
1 面

【平成 30 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所（前住所）	A市××町1－23－9	フリガナ 氏名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号（連絡先）	○○○－×××－△△△△ 職業 会社員	関与税理士名（電話）	

※　譲渡した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1　所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	350,000円	2,400,000円
	その他の収入 ②		
	小計（①+②） ③	申告書第三表㉑へ 350,000	申告書第三表㉒へ 2,400,000
必要経費等又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額） ④	197,500	1,800,000
	譲渡のための委託手数料 ⑤		16,200
	⑥		
	小計（④から⑥までの計） ⑦	197,500	1,816,200
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1）（△を付けないで書いてください。）	⑧		
差引金額（③－⑦－⑧）	⑨	152,500	583,800
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2）（⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）	⑩		
所得金額（⑨－⑩）（一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。）（上場株式等について赤字の場合は△を付して書いてください。）	⑪	申告書第三表㉔へ 152,500	黒字の場合は申告書第三表㉓へ 583,800
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3）	⑫		申告書第三表㉗へ
繰越控除後の所得金額（※4）（⑪－⑫）	⑬	申告書第三表㉕へ 152,500	申告書第三表㉖へ 583,800

（注）　租税特別措置法第37条の12の２第２項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書（内書）により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の㉓欄に０を記載します。

※１　「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の２第１項の規定により、同法第37条の12の２第２項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※２　⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※３　⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

※４　⑬欄の金額は、⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金

特例適用条文　措法__条の__　措法__条の__

整理欄

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除（特例）の適用を受ける方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

【事例1】の解説

○　あなたが取引されたもののうち、**Ａ不動産**の株式と **Ｂ銀行**の社債は、**「上場株式等」**に該当します。
また、上場していない **Ｃ興産**の株式については、**「一般株式等」**に該当します。
これらの株式の売却と社債の償還による譲渡所得等の金額は、**「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」**で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額		必要経費等		差引金額
（一般株式等）	350,000 円	－	197,500 円	＝	152,500 円
（上場株式等）	2,400,000 円	－	1,816,200 円	＝	583,800 円

➢　**「上場株式等」**の必要経費等のうち、取得費の計算については、下の説明をご覧ください。

○　また、株式の売却などにより合計所得金額（６、９ページ参照）が **1,000 万円を超える場合**には、**「配偶者（特別）控除」の適用を受けることはできません**（配偶者（特別）控除は、申告される方及び配偶者の合計所得金額に応じて適用される金額が異なります。詳しくは、８ページをご確認ください。）。したがって、この事例では、給与について年末調整で適用を受けている「配偶者特別控除」の適用をしないで納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算をする必要があります。
なお、納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、**「申告書Ｂ第一表、第二表」**及び**「申告書第三表（分離課税用）」**で行いますので、６ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。
この事例の納める税金（所得税及び復興特別所得税）の額は、**140,700 円**となります。

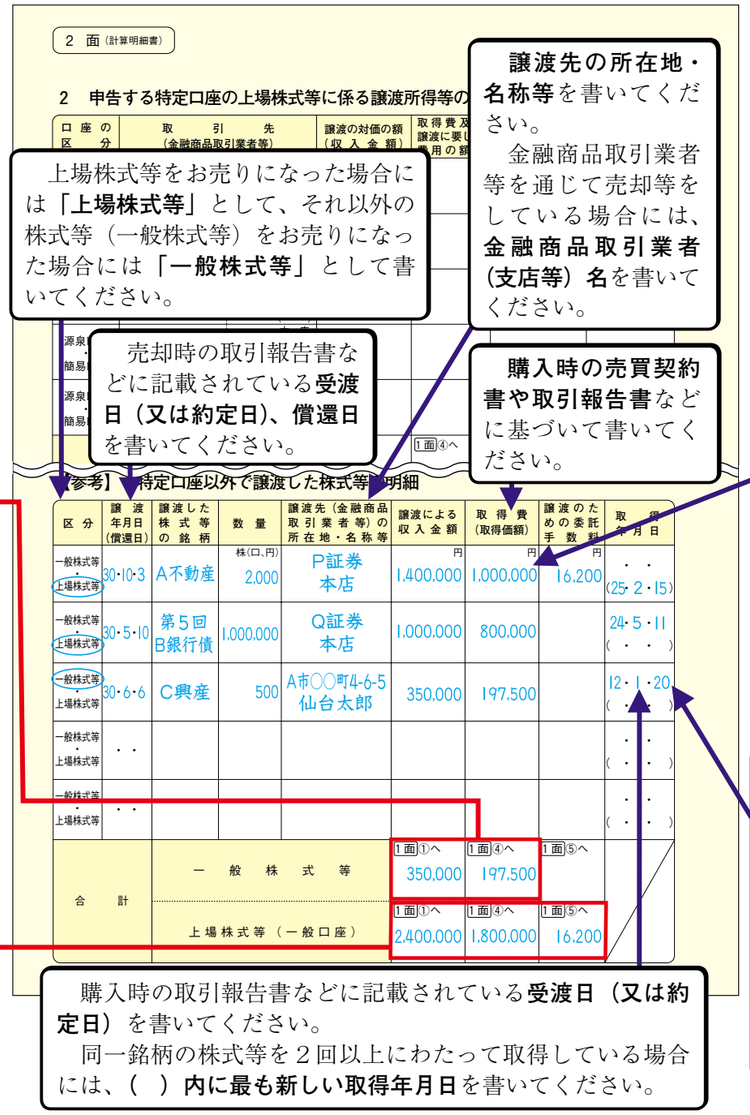
2 面（計算明細書）

2　申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の

区分	譲渡年月日（償還日）	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費（取得価額）	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等・上場株式等	30・10・3	A不動産	株(口,円) 2,000	P証券本店	円 1,400,000	円 1,000,000	円 16,200	・・ (25・2・15)
一般株式等・上場株式等	30・5・10	第５回B銀行債	1,000,000	Q証券本店	1,000,000	800,000		24・5・11 (・・)
一般株式等・上場株式等	30・6・6	C興産	500	A市○○町4-6-5 仙台太郎	350,000	197,500		12・1・20 (・・)
一般株式等・上場株式等	・・							・・ (・・)
一般株式等・上場株式等	・・							・・ (・・)
合計	一般株式等				1面①へ 350,000	1面④へ 197,500	1面⑤へ	
	上場株式等（一般口座）				1面①へ 2,400,000	1面④へ 1,800,000	1面⑤へ 16,200	

上場株式等をお売りになった場合には**「上場株式等」**として、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には**「一般株式等」**として書いてください。

譲渡先の所在地・名称等を書いてください。
金融商品取引業者等を通じて売却等をしている場合には、**金融商品取引業者（支店等）名**を書いてください。

売却時の取引報告書などに記載されている**受渡日（又は約定日）、償還日**を書いてください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いてください。

購入時の取引報告書などに記載されている**受渡日（又は約定日）**を書いてください。
同一銘柄の株式等を２回以上にわたって取得している場合には、（　）**内に最も新しい取得年月日**を書いてください。

➢　売却した同一銘柄の株式等を２回以上にわたって購入している場合、取得費の計算に当たっては、**総平均法に準ずる方法**によって算出した１単位当たりの金額を基として計算します（50 ページ参照）。
この事例の場合、Ａ不動産の株式については２回以上にわたって購入しているので、取得費の計算に当たっては、次のとおり総平均法に準ずる方法によって算出した１単位当たりの金額を基として計算します。

$$\frac{650{,}000\text{ 円} + 850{,}000\text{ 円}}{1{,}000\text{ 株} + 2{,}000\text{ 株}} = \underline{500\text{ 円}}\ \text{（１株当たりの金額）}$$

500 円× 2,000 株＝ **1,000,000 円**（取得費）

一般株式等については、銘柄ごとに書いてください。
また、上場株式等については、**金融商品取引業者等ごとにまとめて、区分・数量・金融商品取引業者名・収入金額・取得費・譲渡のための委託手数料**を書いてください。
なお、記入欄が足りない場合には、適宜の用紙に記入して差し支えありません。